

令和5年10月1日から

兵庫県 最低賃金

41円
UP

時間額 **1,001円**

最低賃金は、労働者を使用するすべての事業場、及び、正社員やアルバイトなどの雇用形態にかかわらず、すべての労働者に適用されます。求人票の賃金や従業員へ支払っている賃金が、最低賃金を上回っているかどうか今一度確認をしておきましょう。

詳しくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（078-367-9154）または労働基準監督署にお問合わせください。

あなたのチャレンジ、応援します！ 小規模事業者持続化補助金



販促チラシや
ホームページを
作りたい！

新商品を
開発したい！

展示会や
商談会に出て
販路を開拓
したい！

店舗の改装や
看板を新調して
イメージを
変えたい！

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等）等に対応するため、経営計画を作成し、それに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助します。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額 ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、補助上限額に50万円を上乗せ

| 類型 | 通常枠 | 特別枠 | | | |
|------|------|-----------------|-----|--------|-----|
| | | 賃金引上げ枠 | 卒業枠 | 後継者支援枠 | 創業枠 |
| 補助率 | 2/3 | 2/3 (赤字事業者は3/4) | 2/3 | | |
| 補助上限 | 50万円 | 200万円 | | | |

■特別枠申請要件

賃金引上げ枠：賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者 ※赤字事業者は、補助率を3/4に引き上げ

卒業枠：常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者

後継者支援枠：新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストに選ばれた事業者

創業枠：「特定創業支援等事業」による支援を過去3年の間に受け創業した事業者

インボイス特例：免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

■応募締切 第14回：令和5年12月12日

補助金の採否については、事業の有効性などの観点から審査があります。申請には商工会が発行する事業支援計画書が必要となりますので、締切までに十分な余裕をもってお早めにご相談ください。

経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士等）による個別相談会を実施いたします。相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

【開催日】毎月4日程度

※開催日についてはお問合わせください

【対応時間】10時～12時、13時～15時

※1回につき2時間まで

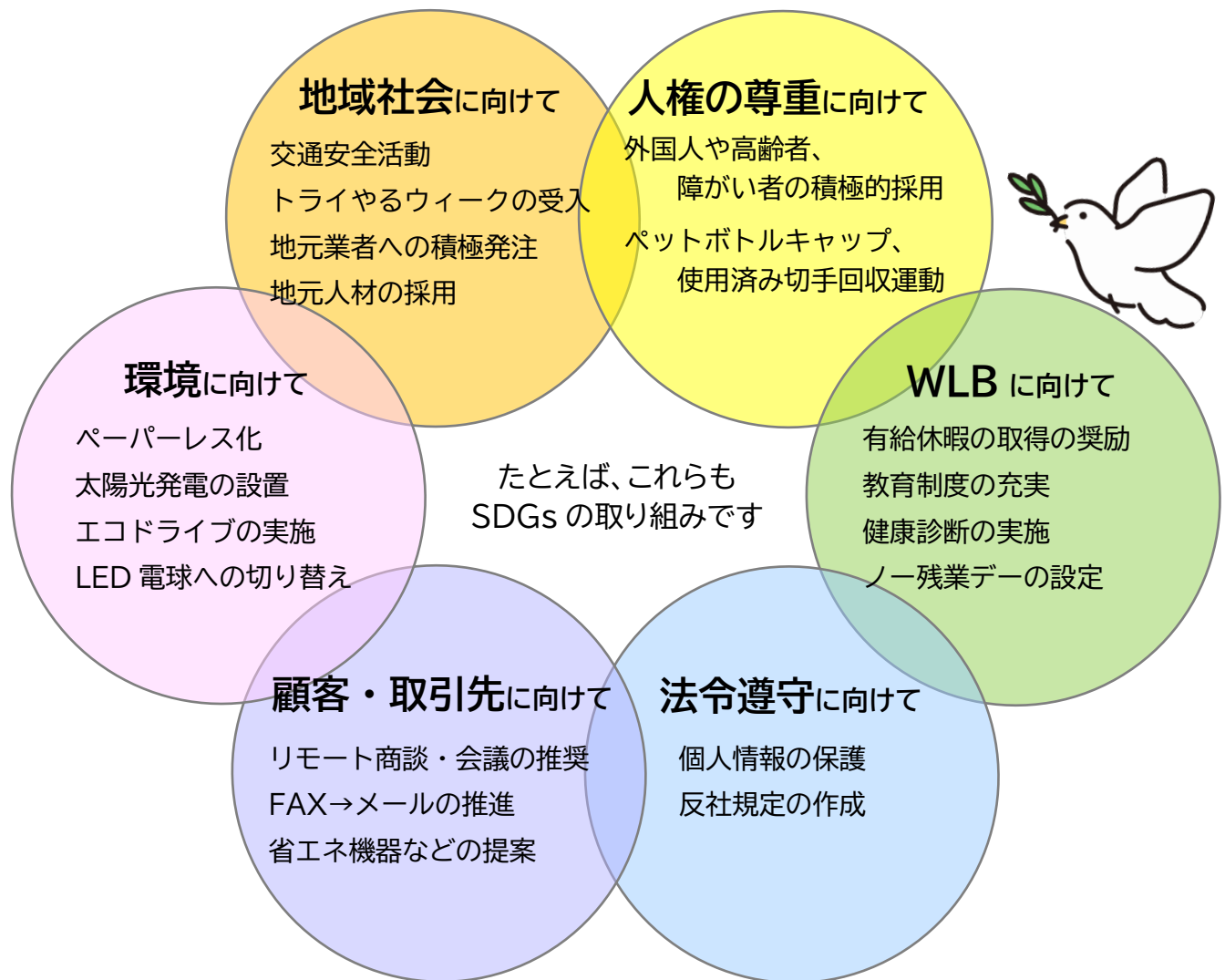
※Zoomを使用したリモート相談にも対応しています

【お申込】事前予約制

『SDGs』知っていますか？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、日本語にすると「持続可能な開発目標」です。2030年に向けて世界が合意した目標で、今では日本でも多くの企業が経営理念や活動に取り入れています。

「なんか難しそう」「国や自治体、大企業が取り組むもの」というイメージを持たれている方が多いですが、そんなことはありません！みなさまの事業所で普段から行っていることがSDGsの取り組みに繋がります。



ひょうご産業活性化センターではSDGs推進宣言事業登録企業を募集されています。詳細についてはホームページまたは別紙チラシをご確認ください。市川町商工会でもSDGs宣言のサポートを行っていますのでお気軽にお問合せください。

SDGsの取組みは、長期的にみれば「会社の利益」に繋がっていきます。SDGsを経営に取り入れ、持続的に発展する強靱な経営基盤を築きましょう！



販路開拓にふるさと納税を活用しませんか？

年々利用者が増加の一途をたどっている「ふるさと納税」は、全国でまもなく一兆円規模にも届くと言われてい

ます。そんなふるさと納税を、自社商品の販路として活用しませんか？
市川町商工会では、ふるさと納税返礼品となり得る新商品や新サービスの開発を支援し、必要な経費の一部を補助

します。返礼品として登録すると、全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載され、自社商品

を全国にPRできます。人気の返礼品になれば、全国への販路拡大と売上向上につながります！

新商品の開発をお考えの方は、ぜひ商工会へご相談ください。

市川町商工会では、5月1日から10月31日まで夏のエコスタイルを実施しています。

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



インボイス制度 開始目前！

もう準備はできていますか？
インボイス対応最終チェック！



インボイス制度が令和5年10月1日から開始されます。インボイス制度のもとでは、請求書や領収書などに決められた事項を記載する必要があります。記載漏れのないよう、インボイス作成のポイントや注意点を確認しましょう。

インボイス（適格請求書）とは、「売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える」書類です。定められた様式の書類があるわけではなく、仕入税額控除を受けるために必要な事項が記載されていれば、請求書や納品書、仕入明細書、領収書などをインボイスとして発行することが可能です。

<インボイスの記載例>

| 取引先の氏名／名称 | | 請求書 | | 適格請求書発行事業者の氏名／名称・登録番号 | |
|------------------------|-------|------------------------------------|---------|-----------------------|--------|
| △△株式会社 | | 御中 | | 令和 年 月 日 | |
| 取引年月日 | | 下記のとおり、ご請求申しあげます。 | | 〇〇株式会社 | |
| 取引内容 (軽減税率の対象ならその旨) | | ご請求金額 | | 登録番号：T1234567890123 | |
| | | ¥384,600 | | | |
| 日付 | 内容 | 数量 | 単価 | 金額 | |
| 10月2日 | 商品A ※ | 1 | 20,000 | 20,000 | |
| 10月6日 | 商品B | 2 | 40,000 | 80,000 | |
| 10月10日 | 商品C | 5 | 50,000 | 250,000 | |
| ※は軽減税率対象です。 | | 小計 | | ¥350,000 | |
| | | 消費税 | | ¥34,600 | |
| | | 合計 | | ¥384,600 | |
| | | 10%対象 | 330,000 | 消費税 | 33,000 |
| | | 軽減8%対象 | 20,000 | 消費税 | 1,600 |
| | | 税率ごとに区分した合計額、適用税率 税率ごとに区分した消費税額 | | | |

発行する全ての書類をインボイスにする必要はありません。書類同士の関連性が明確であれば複数の書類を合わせてインボイスとすることも認められています。



～消費税額の端数処理～

消費税の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれかを事業者が選択できます。インボイスに記載する「税率ごとに区分した消費税額」に1円未満の端数が生じる場合は、1つのインボイスにつき税率ごとに1回のみ端数処理を行います。

こんなときどうする？

登録番号の通知が
令和5年10月1日
間に合わなかったら？

9月30日までに登録申請をしたものの、登録番号が10月1日までに届かなかった場合は、以下のような方法で対応してください。

1. 事前に適格請求書の交付が遅れる旨を取引先に伝え、**通知後に適格請求書を交付する。**
2. 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しなおす。**
3. **通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにして登録番号を通知する。**

口座振替などで
家賃やリース料などを
支払う場合は？

家賃やリース料、保守料など、支払の都度請求書や領収書の発行がない取引でも、仕入税額控除を受けるためには原則としてインボイスの受取と保存が必要となりますので、次のどちらかの方法で対応してください。

1. 複数の書類を組み合わせるインボイスにする
関連性が明らかであれば、複数の書類を合わせて必要事項が満たされていれば構いませんので、**必要事項が記載された書類（契約書等）と、日付と金額が印字された通帳を併せて保存することでインボイスとなります。**
※制度が始まる前の契約締結の契約書には登録番号の記載がありませんので、不足事項として登録番号を書面で通知してもらい、契約書とともに保存してください。
2. 一定期間の取引をまとめて発行されたインボイスを受け取る

請求期間が
令和5年10月1日
をまたぐ場合の
請求書の書き方は？

1. 請求の締日が月末のケース

売上の請求が「月末締め」の場合、9月30日までに行われた課税資産の譲渡等であれば、請求書等の発行が10月1日以降であっても、現行の請求書で問題ありません。

2. 請求の締日が月末でないケース

売上の請求が「20日締め」の場合、10月1日～20日の取引についてはインボイスを発行する必要がありますが、9月21日～30日までの取引については現行の請求書の発行が認められています。

請求書等の発行の際には、

①請求書を2枚に分ける

②1枚の請求書に期間で区切って記載する

などの方法があります。

※期間を区切らずにまとめて発行することも可能です。

インボイス制度に関する様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様の支援を行っております。市川町商工会でも、インボイス制度に関する課題解決のための個別相談を実施しておりますので、お気軽にお問合せください。

相談窓口一覧

